

令和8年7月15日

法人三税及び宿泊税等申告情報
入力等業務委託に係る入札説明書

(内訳)

- ・入札説明書
- ・仕様書
- ・契約書(案)

〒870-8501
大分県大分市大手町3丁目1番1号
大分県総務部税務課
電話番号 097-506-2384

入札説明書

1 競争入札に付する事項

(1) 委託業務名

法人三税及び宿泊税等申告情報入力等業務委託

(2) 委託期間

令和8年9月1日から令和13年9月30日までとする。

(3) 委託内容

「法人三税及び宿泊税等申告情報入力等業務委託仕様書（以下「要求仕様書」という。）」のとおり。

2 大分県共同利用型電子入札システムの利用

本案件では、大分県共同利用型電子入札システム（以下、「共同利用型電子入札システム」という。）で行うものとする。ただし、入札参加資格を有しているもののICカードを有しておらず、共同利用型電子入札システムにログインできない場合は、必要な手続きを行うことで、紙による入札参加を認めるものとする。また、入札に係る事項は、この公告に定めるもののほか、大分県電子入札運用基準（物品・役務）による。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

次の条件をすべて満たしている者

- (1) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得している者であること。
- (2) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会によりプライバシーマークを認定及び付与された者であること。
- (3) 事前に共同利用型電子入札システムにて5(1)に掲げる入札参加申請を行い、承認を受けた者であること。また、申請の際は競争入札参加資格確認申請書（様式1）及びその添付書類を併せて提出すること。
- (4) 競争入札に参加しようとする個人又は法人の役員等（役員として登記又は届出されていないが実質上経営に関与している者を含む。）が、大分県暴力団排除条例（平成22年大分県条例第33号）第7条に定める暴力団関係者にあたらないこと。

4 契約条項を示す場所

大分県ホームページ及び共同利用型電子入札システム上

5 共同利用型電子入札システムの入力期間

- (1) 入札参加申請期間 令和8年7月15日（水）から同年7月28日（火）午後4時00分
- (2) 入札書提出期間 入札参加の承認を受けた日から令和8年8月4日（火）午後5時00分

6 共同利用型電子入札システムによる開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和8年8月5日(水)午前10時00分
- (2) 場所 大分県総務部税務課課税班
〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号
電話:097-506-2384

7 再度入札

開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度入札は、開札日当日に行うので対応できるようにすること。

8 入札保証金に関する事項

大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)第20条第3項第2号の規定により免除する。

9 契約保証金に関する事項

大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)第5条第3項第9号の規定により免除する。

10 入札参加時の注意事項

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 本入札に参加するには、入札参加資格を有していること及び共同利用型電子入札システムにおけるログインに必要なICカードの準備が必要である。
なお、入札参加資格を有しているもののICカードを有しておらず、共同利用型電子入札システムにログインできない場合は、所定の手続きにより紙による入札参加が可能となる。
- (3) 「入札参加通知」は、入札参加申請が承認された際に電子メールにより送信される。なお、認証番号の再発行は行わないものとする。

11 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、共同利用型電子入札システムにおいて電子くじにより落札者を決定する。

12 契約等

- (1) 契約先
大分県は、本業務に関する落札者と業務委託契約の締結を行う。

ただし、落札者が地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

(2) 契約書の要否

要

(3) 契約書の案

別添のとおり

(4) 契約書等の作成

落札者は、落札の通知を受けた日から7日以内(大分県の休日を定める条例(平成元年大分県条例第 21 号)第 1 条第 1 項に規定する県の休日を除く。)に契約を締結しなければならない。ただし、契約担当者が特に理由があると認めた場合は、この限りでない。期間内に契約締結に応じないときには、契約の相手方となる資格を失う。

(5) 業務及び契約担当部局

〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号

大分県総務部税務課課税班

電話:097-506-2384

FAX:097-506-1719

13 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

14 その他

(1) 入札の無効

次のアからサまでのいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札

イ 委任状を提出しない代理人のした入札

ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提出しない者のした入札

エ 記名押印を欠く入札

オ 金額を訂正した入札

カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札

キ 明らかに談合によると認められる入札

ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札

ケ ニ以上の意思表示をした入札

コ 民法(明治 29 年法律第 89 号)第 95 条に基づいて錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

サ その他入札に関する条件に違反した入札

(2) 本業務委託は、賃金水準の変動に基づく契約金額の変更条項(賃金スライド条項)を適用する契約である。

15 入札説明書等に対する質疑

(1) この説明書及びこれに添付した書類に対する質疑がある場合は、質問票(様式2)を次のアからウにより提出すること。

ア 提出期限

令和8年7月28日(火)午後4時00分

イ 提出場所

〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号

大分県総務部税務課課税班

電話:097-506-2384

FAX:097-506-1719

ウ 提出方法

アに掲げる期限までに、イに掲げる場所に持参、郵送、または FAX にて提出すること。

(2) (1)により質問票を受領したときは、文書で回答する。